

## 医療法人東樹会あずま老人保健施設

### 通所（介護予防通所）リハビリテーション【重要事項】

#### 1 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	通所リハビリテーションは、介護を必要とする高齢者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を送ることができるよう、生活機能の維持、向上を目指し、理学療法士や作業療法士等によるリハビリテーション、看護、介護、栄養管理と食事、入浴などの日常サービスを併せて日帰りで提供することを目的とした事業です。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者さまの尊厳を守ります。</li><li>・質の高いチーム医療・介護を実践します。</li><li>・知識・技術の向上に努めます。</li><li>・地域と社会に貢献します。</li><li>・全職員が誇りをもって働ける職場づくりを実践します。</li></ul>

#### 2 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	員数	職務内容
施設長(医師)	1名以上	医学的管理
看護・介護職員	10名以上	介護
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	4名以上	リハビリテーション
管理栄養士	1名以上	栄養管理

#### 3 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日(12月29日から1月3日を除く)
営業時間	9時00分から19時00分
サービス提供時間	10時05分から16時10分

#### 4 利用定員

利用定員	月曜日～金曜日 70名 土曜日 50名
------	---------------------

#### 5 通所リハビリテーションの内容

##### (1) 介護保険給付サービス

種類	内容
排泄	・利用者さまの状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切に援助します。
入浴	・一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者さまには特別浴槽で対応します。

離床、整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> </ul>
リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による個別リハビリテーションを提供します。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎朝、バイタルチェックを行い、健康管理に努めます。</li> <li>また、緊急等必要な場合には主治医又は協力医療機関等に引継ぎます。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、利用者さま及びそのご家族からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため適宜レクリエーションやクラブ活動、行事等を企画します。</li> </ul> <p>※レクリエーション・クラブ活動等の材料費は、法定給付外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険に関する行政手続きに対して必要な援助をします。</li> </ul>
送迎	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご希望により、ご自宅と施設間の送迎業務を行います。</li> <li>自然災害（大雪・台風・水害・地震）等でやむを得ず送迎業務を行えない場合がありますのであらかじめご了承ください。</li> </ul> <p>(注)ご利用日の当日、午前8:00の段階で暴風警報が発令している場合は施設車両による朝の送迎業務は中止となります。</p>

## (2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士の立てる献立表により、利用者さまの栄養状態や身体状況に配慮した食事を提供します。3種類の選択メニューをご用意しております。</li> <li>食事はできるだけ離床して食堂で食べいただけるように配慮します。</li> </ul> <p>(食事時間) 昼食 12:00～12:40 夕食 18:00～18:40</p>

## 6 利用料その他の費用の額

### (1) 介護保険給付サービス

区 分	利 用 料	摘 要
①通所リハビリテーション費 【 6 時間以上 7 時間未満 】		
要介護 1	775 円/日	・ 基本サービス費用
要介護 2	921 円/日	
要介護 3	1,063 円/日	
要介護 4	1,232 円/日	
要介護 5	1,397 円/日	
②リハビリテーション提供体制加算	26 円/日	・ リハビリテーションに関わる専門職を基準よりも多く配置し、リハビリマネジメントを行う場合の加算
③中重度者ケア体制加算	22 円/日	・ 中重度者の要介護者を受け入れる体制を整っている場合の加算
④サービス提供体制強化加算 I	24 円/日	・ 介護職員の介護福祉士有資格者の割合が多い場合の加算
⑤入浴介助加算 I	44 円/日	・ 入浴サービスをご利用の場合の加算

⑥リハビリテーションマネジメント加算口 (同意月から 6 月以内) (同意月から 6 月超) リハビリテーションマネジメント加算 4	643 円/月 296 円/月 293 円/月	・リハビリマネジメントを行う場合の加算 ・施設の医師がご利用者に説明し、同意を得た場合の加算
⑦短期集中個別リハビリテーション実施加算	120 円/日	・退院(所)又は認定日から 3 月以内に個別リハビリを集中的に実施した場合の加算
⑧栄養アセスメント加算	55 円/日	・栄養状態の評価を行う場合の加算
⑨栄養改善加算 (月 2 回限度)	217 円/日	・栄養マネジメントを行う場合の加算
⑩口腔・栄養スクリーニング加算 I (6 月に 1 回限度) 口腔・栄養スクリーニング加算 II (6 月に 1 回限度)	22 円/回 6 円/回	・栄養状態に係る情報を介護支援専門員と情報共有した場合の加算
⑪口腔機能向上加算 I (月 2 回限度) 口腔機能向上加算 II イ (月 2 回限度) 口腔機能向上加算 II ロ (月 2 回限度)	163 円/日 168 円/日 174 円/日	・口腔機能向上サービスを行う場合の加算
⑫重度療養管理加算	109 円/日	・要介護 3 以上であって、手厚い医療が必要な状態である方に医学的管理を行った場合の加算
⑬退院時共同指導加算 (退院時 1 回を限度)	650 円/回	・施設の理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合の加算
⑭科学的介護推進体制加算	44 円/月	・心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合の加算
⑮介護職員等待遇改善加算	・別途、基本サービス費に各種加算を加えた 1 日当たりの総単位数に 8.6% を乗じた費用を加算	

## (2) 予防給付サービス

区 分	利 用 料	摘 要
①介護予防通所リハビリテーション費 要支援 1 要支援 2	2,457 円/月 4,579 円/月	・基本サービス費用
②サービス提供体制強化加算 要支援 1 要支援 2	96 円/月 191 円/月	・介護職員の介護福祉士有資格者の割合が多い場合の加算
③退院時共同指導加算 (退院時 1 回を限度)	650 円/回	・施設の理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合の加算
④栄養アセスメント加算	55 円/月	・栄養状態の評価を行う場合の加算
⑤栄養改善加算	217 円/月	・栄養改善サービスを行う場合の加算

⑥口腔・栄養スクリーニング加算 I (6月に1回限度) 口腔・栄養スクリーニング加算 II (6月に1回限度)	22円/回 6円/回	・栄養状態に係る情報を介護支援専門員と情報共有した場合の加算
⑦口腔機能向上加算 I 口腔機能向上加算 II	163円/月 174円/月	・口腔機能向上サービスを行う場合の加算
⑧一体的サービス提供加算	520円/月	・栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかを1月に2回以上実施している場合の加算
⑨科学的介護推進体制加算	44円/月	・心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合の加算
⑩介護職員等処遇改善加算	・別途、基本サービス費に各種加算を加えた1日当たりの総単位数に8.6%を乗じた費用を加算	
(注1) 上記は法定代理受領の場合で、介護報酬告示上の額の1割(利用者負担)の金額です。 金額を合算した場合、国で定められた利用者1割負担額の算出方式により円単位の誤差が生じる場合がありますのであらかじめご了承ください。法定代理受領でない場合は介護報酬告示上の額をご請求いたします。		
(注2) <u>一定以上の所得がある方は利用者負担が2割または3割の負担となります。「負担割合証」をご確認ください。</u>		
(注3) <u>1か月に支払った介護給付サービスの利用者負担の合計額が、一定の上限を超えたときは、超えた分が市町村から払い戻されます。(高額介護サービス費・高額介護予防サービス費)</u>		

### (3) 介護保険給付外サービス

区分	利 用 料	摘 要
①食 費 昼 食	600円/食	・「食材費」+「調理費相当」
夕 食	600円/食	・平日午後4時30分から7時までの間、延長サービスを利用し、夕食を希望された場合に必要となる費用
②日用品費	80円/日	・石鹼・シャンプー・タオル・バスタオル・おしぶり・ティッシュ・ヘアブラシ・爪切り等
③教養娯楽費	190円/日	・レクリエーション・クラブ活動(園芸・大工・陶芸・水墨画カラオケ・手芸・ビーズ)等材料費(折り紙・画用紙・絵の具・粘土・色鉛筆等の品代)、活動諸経費、講師の謝金等
④基本時間外施設利用料	550円/30分	・延長利用をご希望の場合、午後4時30分から7時までの間30分単位で必要となる費用(平日のみのサービスです。施設送迎不可)
⑤紙おむつ代(焼却費込み) ・カバータイプ・リハビリパンツ ・尿取りパット・シートタイプ	100円/枚 50円/枚	・ご家庭で使用されている紙おむつをお持ちいただいた場合には必要ありません。
(注1) 上記は、利用者さまのご希望に応じて、必要となる料金です。		
(注2) ②・③は施設で用意するものをご利用いただく場合に必要となる費用です。		
※利用者さままでご用意される場合はお申出ください。		

### 7 通常の事業の実施地域

事業の実施地域	名古屋市(港区、熱田区、中川区、南区)
---------	---------------------

## 8 サービス利用に当たっての留意事項

事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供等により事故が発生した場合は利用者さまに対し、必要な措置を講じます。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は協力医療機関または他の専門的医療機関での診療を依頼します。</li> <li>ご家族に速やかに連絡するとともに必要に応じ行政機関に対しても連絡を行います。</li> </ul>
設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内の設備や備品は本来の用法にしたがって大切にご使用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。</li> </ul>
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所リビリテーションご利用中の飲酒・喫煙はお断りしております。 あらかじめご了承ください。</li> </ul>
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音等他の利用者さまの迷惑になる行為はご遠慮願います。</li> </ul>
所持品の持ち込み・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス利用時に必要な最小限とし、利用者さま及びご家族の責において管理してください。</li> <li>利用者間でのやり取りを目的とした金品・飲食物等の持ち込みはトラブルの原因となりますので固く禁止しております。</li> </ul>
現金等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、利用者さま及びご家族の責において管理してください。</li> </ul>
宗教活動・政治活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内で他の利用者さまに対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。</li> </ul>
第三者評価の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>無</li> </ul>
利用のキャンセル	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご利用をキャンセルされる場合には、あらかじめお電話でご連絡ください。</li> </ul>

## 9 介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関する留意事項

介護・診療情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご自身の症状やケアについて質問や不安がある場合は、看護師、介護士、支援相談員に質問し、説明を受けてください。特別な手続きは必要ありません。</li> </ul>
介護・診療情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご自身の介護記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、「1階事務室」に開示をお申出ください。開示・謄写には必要な実費を頂きますので、ご了承ください。</li> </ul>
個人情報の内容訂正・利用停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報をいいます。</li> <li>当施設が保有する個人情報(介護・診療記録等)が事実と異なるとお考えになる場合は内容の訂正・利用停止を求めるすることができます。個人情報保護相談窓口にお申出ください。</li> </ul>
個人情報の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。</li> <li>サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。</li> <li>当施設は卒後医師臨床研修施設および看護・介護職等の研修施設に指定されており研修養成の目的で研修医および看護・介護・医療専門職等の学生等が診療、看護、介護などに同席する場合があります。</li> </ul>
ご希望の確認と変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話あるいは面会者からの、利用の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申出ください。</li> <li>一度出されたご希望をいつでも変更することができます。</li> </ul>
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご質問やご相談は、以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。 個人情報保護相談窓口 1階 事務室 支援相談員</li> </ul>

## 10 非常災害時対策

非常時の対応	別途定める「あずま老人保健施設消防計画」により対応を行います。			
	• 年2回避難訓練を実施 • 「水防法」に基づく避難訓練を年1回実施			
平常時の訓練等防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	11個所
	避難階段	2個所	屋内消火栓	有
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	40個所	漏電火災報知機	有
	避難器具	有	非常用電源	有
カーテン・カーペット等は防煙性				

## 11 虐待防止のための措置に関する事項

- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 虐待防止の指針を整備します。
- 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- 上記を適切に実施するための担当者を置きます。

## 12 協力医療機関及び協力歯科医療機関

医療機関の名称	独立行政法人労働者健康安全機構 中部労災病院
開設者	理事長 大西 洋英
所在地	名古屋市港区港明一丁目10番6号
電話番号	TEL 052-652-5511
診療科	内科、神経内科、外科、精神科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、眼科、歯科他
入院設備	ベッド数 556床
救急指定の有無	有

## 13 苦情等申立窓口

あずま老人保健施設 ご利用相談窓口	窓口担当者 1階事務室 支援相談員 ご利用時間 每日午前9時00分～午後5時30分 TEL 052-654-0700
名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	TEL 052-959-2592
愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課	TEL 052-971-4165